



平成27年11月16日

各 位

会社名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 神山 洋一
コード番号 4997 東証第1部
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 飯島 豊和
電 話 03-6361-1400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を第116回定時株主総会（平成27年12月22日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- （1）今後の事業の展開に備えて、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- （2）取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるため、現行定款第25条及び第32条に当該記載を追加するものであります。
- （3）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第25条および第32条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年12月22日
定款変更の効力発生日 平成27年12月22日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の物品の製造業、輸出入業、販売業</p> <p>イ 農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品及び水産動植物用薬剤</p> <p>ロ 工業薬品</p> <p>ハ 肥料、飼料及び飼料添加物</p> <p>ニ 農業資材、農業施設及び農業用機械器具</p> <p>ホ 食品衛生法上の器具及び容器包装等の食品用途並びに玩具を除く合成樹脂製品</p> <p>ヘ 造園、土木、その他各種建設工事の関連資材</p> <p>ト 建物及びそれに附随する設備等の保安機器・営繕・清掃資材</p> <p>チ 廃棄物、排水、汚染処理装置</p> <p>(2) 前号イの薬剤を使用する防除業</p> <p>(3) 鉱産物の採掘、製錬、加工、販売</p> <p>(4) 造園、土木、建築、その他各種建設工事の請負、設計、施工、監理</p> <p>(5) 建物及びそれに附随する設備等の営繕及び清掃の請負並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導</p> <p>(6) 警備及び保安業の請負</p> <p>(7) 労働者派遣事業</p> <p>(8) 不動産の賃貸、仲介、売買</p> <p>(9) スポーツ施設の経営</p> <p>(10) 環境計量証明業並びに環境保全に関するコンサルティング業</p> <p>(11) 倉庫業</p> <p>(新 設)</p> <p>(12) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 発電及び売電事業</u></p> <p>(13) (現行どおり)</p>
<p>第3条~第24条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 (新 設)</p>	<p>第3条~第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第26条～第31条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 (新設)</p> <p>当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第38条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当社は、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第38条 (現行どおり)</p>

以上